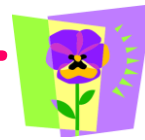


ぱんじー通信



H26.1月号 NO.2

新年あけましておめでとうございます

積極的な権利擁護の展開をめざして

～2年目を迎えるぱんじーの願い～

あけましておめでとうございます。

会員の皆様方には、良いお年をお迎えのこととお喜び申し上げます。

また、会員としてぱんじーを物心両面で支えていただき、心から感謝いたします。

昨年10月の業務開始以来、成年後見制度に関する多くの相談や活用支援のご依頼をいただき、この制度のニーズの大きさを目の当たりにするとともに、ぱんじーの任務の重大さに身の引き締まる思いを深くしています。

今年は、設立2年目を迎え、年間を通じて本格的に活動する初めての年であり、これからのぱんじーの方向を決める大事な年となります。

私達は、この3ヶ月間に地域から寄せられた成年後見制度に係るニーズと期待に応えるよう、相談や活動支援を一層推進するとともに、成年後見制度を真に生かすため、甲賀・湖南両市を始め圏域の関係者の皆さま方との連携の中で、総合的な権利擁護のネットワークづくりにも取り組んでいきたいと考えています。

会員の皆さまの一層のご支援を、よろしくお願い申し上げます。

(理事長 小野和雄)



新年あけましておめでとうございます。

昨年は、16年以上勤務した高齢者福祉施設から、このぱんじーに職場が変わる。という、私にとって、の大きな転機となった年でした。

これまでお世話になっていた方々に助けていただき、応援してくださっていることを実感する、感謝の日々でした。

今年は、ぱんじーの所長として、支えてくださっている皆さまにお返しをする年でもあり、たくさんの新しい出会いに期待が膨らむ年でもあります。

ぱんじーは、昨年10月に事業を開始後、11月には記念事業を開催し、たくさんの参加をいただき、これからのぱんじーの活動に大きく拍車がかかるものとなりました。それに続き、甲賀・湖南両市と協働して、「権利擁護支援システム検討会」を立ち上げ、今年はシステム構築に向けて検討が本格化していくこととなります。

「権利擁護とは何か？」その人らしい生活の実現に向けて、権利擁護支援という視点と実践で、みなさんのお役に立てるセンターをめざしていきたいと思えます。

どうぞよろしくお願いいたします



(所長 桐高 とよみ)



✿ 設立記念シンポジウム開催 ✿

昨年11月10日(日)甲賀市水口町のサントピア水口にて、滋賀県社会福祉士会ぱあととあ滋賀との共催で、ぱんじー設立記念シンポジウムを行いました。

日曜日の午後、しかもあいにくのお天気の中、どれくらいの方が参加してくださるのだろう。という不安をよそに、たくさんの方に集まっていただきました。(推定120人)開場後、準備した資料は足りない。会場の椅子や机が足りない!!と、スタッフの方がバタバタして準備してくださいました。

うれしい悲鳴の中、大阪市立大学大学院の岩間先生の基調講演が始まりました。先生のお話は非常に盛りだくさんな内容で、「権利擁護の理念」では、改めて本人を主体におく権利擁護、そして、日々の支援ではどうしても「事後的権利擁護」になってしまっているが、「積極的権利擁護」さらには「予防的権利擁護」という視点を持って地域ぐるみの権利擁護支援を行っていくことが望まれる。というお話、そして、ぱんじーの目指す権利擁護支援システムについても、たくさんのヒントをいただきました。



すべての人がそれぞれの立場でできる権利擁護について、そして、個別の事例からさかのぼって地域の仕組みを作っていく。ということも、今後のぱんじーの取り組みに生かしていきたいと思いました。



休憩を挟んでのシンポジウムでは、行政、社協、親族専門職後見人、それぞれの立場から発言をいただき、臨場感ある貴重なお話ばかりでした。時間の都合上、議論を深めることはできませんでしたが、続きはこれからの実践を通してやっていきたいと考えております。ご参加いただいた方、どうもありがとうございました。

～参加者アンケートより～

- 権利擁護と権利侵害が表裏一体であるということを非常に考えさせられました。
- 後見の可能性という視点が前向きで、社会福祉士としても権利擁護に向けて専門性を示してもらえたように感じました。
- 保護者として子供の将来について考えるきっかけとなり、もっと勉強していきたいと思いました。
- もっとディスカッションできたらよかったですね。
- 今後地域における権利擁護のあり方を考えていく上で弾みになるシンポジウムだった。



● ● ● 経過報告 ● ● ●

【相談件数】

H25.10.1～H25.11.30

	訪問 相談	電話 相談	来所 相談	他※	計
10月	6	19	12	2	39
11月	6	26	5	7	44
計	12	45	17	9	83

※他・・・出張相談会での相談、会議等出席時における出先
機関での相談など

【申立支援】

成年後見制度の利用に向けて、実際に申立の手続きに
係る支援を行っている件数

7件 (H25.12.8 現在)

現在進行
中です。

● ● ● 今後の予定 ● ● ●

●甲賀・湖南 権利擁護システム検討会の実施！●

ぱんじーと甲賀市、湖南市と協働して、圏域の権利
擁護支援システムの構築に向けて検討が始まりま
した。

今後、議論を進めるにあたって、アンケート調査や
ヒアリング調査など、各関係機関のみなさんのご意
見をいただく機会があるかと思えます。どうかご協
力をお願いいたします。進捗状況については、ぱん
じー通信や、ホームページを通して随時、お知らせ
させていただきます。



出張相談会

ぱんじースタッフと、滋賀県社会福祉士会
会員が相談員として出張いたします。

＜今後の予定＞

- 1月15日（水） 湖南市役所 東庁舎
- 2月19日（水） かふか生涯学習館
- 3月19日（水） 信楽保健センター

※いずれも時間は午後1～4時です。

専門職による相談

弁護士、司法書士が相談をお受けします。

（※要予約です）

- 弁護士による相談日
・・・第2木曜日 午後1～4時
- 司法書士による相談日
・・・第4木曜日 午後1～4時

相談員による相談

電話や面談で、ご相談をお受けします。

- 月曜日～金曜日
(土、日、祝日および年末年始はお休みになります)
- 午前9時～午後5時

障がい者・高齢者

なんでも相談会 in 甲賀

弁護士、司法書士、社会福祉士をはじめ
行政を含めた専門職による、時間無制
限、ワンストップ相談会を開催します。
高齢者・障がい者が抱える悩みをなんでも
ご相談ください。

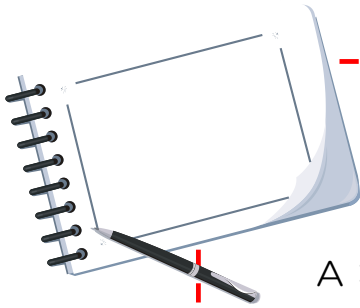
平成26年3月15日（土）

13:30～16:30

サントピア水口

成年後見制度 Q&A

成年後見制度に関する知識や疑問にお答えします。
お気軽にぱんじーにお尋ねください。第2回目は、基礎編第2段です。



Q：成年後見開始の申立手続きは、どこの家庭裁判所で行えばよいのですか？

A：本人の住所地を管轄する家庭裁判所です。
ここでの「住所」の定義は、「生活の本拠地」をいいます。
本人の住民票の住所はA市となっても、B市の施設に入所中であるような場合は、通常はB市の家庭裁判所となります。
あらかじめ、家庭裁判所にお問い合わせください。

参考文献：『これで安心！これならわかるはじめての成年後見—後見人の心得お教えします—』

日本加除出版 2009

～お願い～

ぱんじーからのお知らせを「メールでもいいよ」という方は、ぜひ、ぱんじーにお知らせください。
通信やセミナーなどのお知らせをメールでお伝えさせていただきます。
下記メールアドレスに、お名前と「メールでもいいよ」と、書いて送信してください。

E-mail:pan-g.koka-konan@iaa.itkeeper.ne.jp

～おことわり～

前回の第1号で掲載した 成年後見制度Q&Aの表に誤りがありました。
後見類型の同意権について、◎の表現が正しくありませんでした。後見類型の同意権については、
◎⇒空欄とするのが適切です。訂正しお詫び申し上げます。

ホームページができました

<http://www.pan-g.com/>

「ぱんじーを応援するよ」という方、会員加入をお待ちしています♡

正会員 個人 1,000円/年 団体 5,000円/年

賛助会員 個人 500円/年 団体 3,000円/年

NPO 法人 甲賀・湖南成年後見センター ぱんじー

〒520-3308 滋賀県甲賀市甲南町野田 810 甲賀市甲南庁舎

TEL:0748-86-6161 FAX:0748-86-6199